# 品質管理の説明書

 20××年
 1月
 1日

 日本防炎協会
 株式会社

# 1. 防炎製品の種類と事業内容

防炎製品の種類	事 業 内 容		
寝具等側地	a : 製造(国内) b : 製造(海外)		
	c : 外部調達(国内) d : 外部調達(海外)		
テント類、シート類、幕類	a : 製造(国内) b : 製造(海外)		
	c : 外部調達(国内) d : 外部調達(海外)		
	e : 単純縫製(裁断、縫製、組立て)		

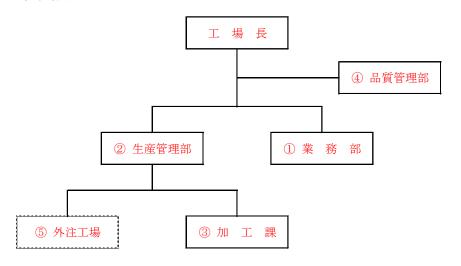
- ※ 事業内容は複数選択可(単純縫製は、製造可能な防炎製品の種類に限る。)
- ※ 外部調達とは、製造・加工等はせず購入・輸入のみを行うこと

# 2. 申請者の営業概要

# (1)会社概要

会	社	名	日本防炎協会 株式会社
資	本	金	20,000 千円
従	業 員	数	100 名
品質管理責任者(役職)		(役職)	品質管理部長
不在時の代行者(役職)		(役職)	品質管理部品質管理課長

# (2)会社組織図



## (3)各部門の職務内容と責任の所在

部門	職 務 内 容 と 責 任	職務責任者
① 業務部	資材の発注・受入検査、販売管理	業務部長
② 生産管理部	加工課及び外注工場への生産指図、	生産管理部
	技術指図及び生産品の検査、不適合	技術担当
	品の処理、ラベル管理、外注管理	
③ 加工課	生産、ラベル表示、製造設備管理	生産管理部長
④ 品質管理部	生産品質についての統括管理、	品質管理部長
	防炎性能試験	
⑤ 外注工場	生産、ラベル表示	外注工場工場長

# (4)工場等施設の概要 ※ 外部調達のみの場合は記載不要

	区 分	所 在 地・連 絡 先	備考
自	○○工場	東京都○○区△△△1-1-1	
社工		TEL 03-1111-1111	
場		品質管理責任者 : 生産管理部長	
外	△△染色(株)	東京都△△区×××2-2-2	N-0000
注		TEL 03-1111-2222	
場		担当者 : 製造課課長	

#### 3. 検査基準

- (1)資材の受入検査 ※ 外部調達のみの場合は「製品の受入検査」とすること
  - 受入資材の品質が受入検査基準に適合していることを確認し、記録する。
  - 受入<mark>資材</mark>が防炎材料である場合は、受入<mark>資材</mark>に防炎材料ラベルが付されていること を確認し、その製品番号を記録する。
  - 単純縫製事業については、防炎材料ラベルに テント類、シート類、幕類 の製品 番号が記載されていることを確認し、その製品番号を記録する。
  - 受入検査基準に適合していない場合は、返品する。

## (2)製品検査

- ① 抜取検査方法及び基準

  - 試験方法は、「防炎製品性能試験基準」により行い、社内の合格基準は同基準値の %以内とする。
  - ● 防炎性能試験は、 a : (公財)日本防炎協会 b : (一財)カケンテストセンター
     c : 他社(\_\_\_\_\_)に依頼する。 d : 自社で行う。 その結果は、「防炎性能
     試験結果報告書」により、1年に1回以上、(公財)日本防炎協会へ報告する。
    - ※ 試験場所は複数選択可

#### ② 不適合品の処理

- 不適合品が発生した場合、速やかに改善策を講ずるものとする。
- 当該不適合品の改善が不可能な場合は、非防炎品として販売する。
- 万一、不適合品又は不適合品と同一ロット品が防炎製品として出荷されていることが 判明した場合は、直ちに回収等の処置をとる。

#### 4. 設備・機器類の管理

(1)製造・処理設備 ※ 国内に所有している場合のみ記載すること

区分	名称(型式)、能力など	設 置 場 所	備考
毛焼き機	00000	○○工場(自社工場)	1台
染色機(液流	○○○社 ◇◇◇	○○工場(自社工場)	3 台
染色機)	○○○社 △△△	△△染色(外注工場)	2 台
印刷機	○○○○社 ◇◇△△	○○工場(自社工場)	1台
	○○○○社 △△◇◇	△△染色(外注工場)	1台
縫製用ミシン		○○工場(自社工場)	2 台
		△△染色(外注工場)	1台

# (2)試験設備 ※ 所有している場合のみ記載すること

区分	名 称 (型 式)	設 置 場 所	備考
性能試験設備	防炎性能試験装置一式	○○工場	
	(○○○製)		

# 5. ラベル管理及び協会に対する報告

(公財)日本防炎協会が定める「防炎製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程」を遵守、防炎製品ラベルの管理責任者を定めて「防炎製品ラベル交付申請書」、「防炎製品ラベル使用報告書」により管理し、ラベルの使用状況を「防炎製品ラベル使用報告書」により毎月1回、(公財)日本防炎協会へ報告する。

# 6. 外注管理 ※ 製造・処理等を外注により行う場合のみ記載すること

生産品の品質に関する外注工場の指導と管理を行う。ラベル表示を外注工場で行うときは、ラベル管理の基準を外注工場と打ち合わせ、明確にする。

7. 記録の保存方法及び保存期間 ※ 外部調達のみの場合は「製造・処理記録」は不要 製造・処理記録、検査記録等、品質に関する記録及び保存は、品質管理責任者が担当し、 当該記録は\_\_\_\_年間保存する。